７　人材確保等支援助成金

（2）中小企業団体助成コース

　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第１項第６号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第115条第２号及び第118条の規定に基づく人材確保等支援助成金（人材確保等支援助成コース助成金（中小企業団体助成コース））の支給については、第１共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

|  |  |
| --- | --- |
| 0100　趣旨0101　趣旨0200　定義0201　中小企業者0202　事業協同組合等0203　事業実施期間0204　電子申請0300　支給要件0301　支給対象認定組合等0400　中小企業労働環境向上事業の内容0401　中小企業労働環境向上事業の推進体制0402　労働環境向上検討委員会0403　労働環境向上推進員0404　中小企業労働環境向上事業の内容0405　中小企業労働環境向上事業の具体的な事業0406　中小企業労働環境向上事業の実施0500　支給額等0501　支給期間0502　費用にかかる取り扱い0503　支給額  | 0600　計画届の提出0601　計画届の提出0602　計画届等の受理0603　変更届の提出0604　変更届の受理0605　支給台帳の作成0700　支給申請0701　支給申請書の提出0702　支給申請書の受理0800　支給決定0801　支給決定通知等0900　雑則0901　会計区分1000　委任1001　公共職業安定所長への業務の委任1100 附則　1101　施行期日　1102　経過措置  |

0100　趣旨

0101　趣旨

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「助成金」という。）は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第４条第１項に規定する労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業についての計画（以下「改善計画」という。）が適当である旨の認定を都道府県知事から受けた0202に定める事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）が、その構成員である0201に定める中小企業者（以下「構成中小企業者」という。）における労働力の確保及び職場への定着に資する雇用管理の改善に関する事業等（以下「中小企業労働環境向上事業」という。）を行った場合に、当該事業に要した費用の一部を助成するものである。

0200　定義

0201　中小企業者

中小企業労働力確保法第２条第１項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成３年政令第244号。以下「中小企業労働力確保法施行令」という。）第１条に規定する以下のイからレのいずれかに該当する者をいう。

イ　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下のロからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ　資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、卸売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、サービス業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人で、小売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ト　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人で、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

チ　企業組合

リ　協業組合

ヌ　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ル　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ヲ　商工組合及び商工組合連合会

ワ　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

カ　生活衛生同業組合

その構成員の３分の２以上が５千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、１億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

ヨ　酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の３分の２以上が３億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

タ　酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の３分の２以上が５千万円（酒類卸売業者については、１億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

レ　技術研究組合

その直接又は間接の構成員の３分の２以上がイからリまでのいずれかに該当する者であるもの

0202　事業協同組合等

中小企業労働力確保法第２条第１項第６号及び同条第２項並びに中小企業労働力確保法施行令第１条第２項及び第２条に規定する以下のイからリのいずれかに該当する者をいう。

イ　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ロ　水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ハ　商工組合及び商工組合連合会

ニ　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ホ　生活衛生同業組合

その構成員の３分の２以上が５千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、１億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

へ　酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の３分の２以上が３億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

ト　酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の３分の２以上が５千万円（酒類卸売業者については、１億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

チ　技術研究組合

その直接又は間接の構成員の３分の２以上が0201のイからリまでのいずれかに該当する者であるもの

リ　一般社団法人

その直接又は間接の構成員の３分の２以上が中小企業者であるもの

0203　事業実施期間

認定組合等が実際に中小企業労働環境向上事業を行う期間のことで、事業実施期間は初日を月の始めの日とし、１年間とする。

0204　電子申請

この要領において「電子申請」とは、ハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）により行われた申請をいう。

0300　支給要件

0301　支給対象認定組合等

助成金は、次のイからヘまでのいずれにも該当する認定組合等（以下「対象認定組合等」という。）に支給するものとする。

イ　過去において中小企業労働環境向上事業に係る助成金を受給した認定組合等にあっては、中小企業労働環境向上事業を実施した最後の日の翌日から起算して３年を経過したものであること。また、過去において中小企業人材確保推進事業助成金を受給した認定組合等にあっては、中小企業人材確保推進事業を実施した最後の年度の末日の翌日から起算して３年を経過したものであること。

ロ　当該認定組合等の運営が公正かつ適正に行われていること。

ハ　雇用管理の改善及びその結果として改善された雇用管理の制度の周知を図ることにより、構成中小企業者における労働力の確保及び職場への定着が図られるようになることが期待される認定組合等であること。

ニ　当該認定組合等及びその構成中小企業者が、雇用管理の改善への意欲を持っていること。

ホ　組織、人員、財政能力、構成中小企業者の数及び構成中小企業者が常時雇用する労働者の数等からみて、中小企業労働環境向上事業の適正かつ効果的な実施が可能であると認められること。

ヘ　0401に定める推進体制を確保し、中小企業労働環境向上事業を行うこと。

0400　中小企業労働環境向上事業の内容

0401　中小企業労働環境向上事業の推進体制

中小企業労働環境向上事業の円滑な推進を図るため、対象認定組合等は次に掲げる措置を講ずるものとする。

イ　対象認定組合等の構成中小企業者等によって構成され、中小企業労働環境向上事業の企画及び立案を行うことを目的とする委員会（以下「労働環境向上検討委員会」という。）を設置すること。

ロ　中小企業労働環境向上事業の実施に関して中心的役割を担う者（以下「労働環境向上推進員」という。）を置くこと。

0402　労働環境向上検討委員会

「労働環境向上検討委員会」の設置に係る具体的な基準等については次のとおりとする。

イ　構成員（委員）

(ｲ)　対象認定組合等の役職員

(ﾛ)　構成中小企業者の役職員等

(ﾊ)　労働環境向上推進員

ロ　構成員の選任及び人数

対象認定組合等が任意に定めるものとする。

ハ　業務

中小企業労働環境向上事業の計画の策定及び効果的な事業実施のために必要な事項の検討を行うものとする。

0403　労働環境向上推進員

「労働環境向上推進員」の設置に係る具体的な基準等については、次のとおりとする。

なお、労働環境向上推進員を部外のものに委嘱する際、構成中小企業者の従業員等の他の法人

に雇用される者を選任している場合は、労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に抵触する恐れがあるため、留意すること。

イ　要件

雇用管理に関して専門的知識・経験を有する者で、当該対象認定組合等の常勤職員の所定労働日数の６割以上を労働環境向上の業務に従事していること。

ロ　設置人数

対象認定組合等が任意に定めるものとする。（ただし、最低１名は設置するものとする。）

ハ　業務

労働環境向上検討委員会の活動を補佐し、中小企業労働環境向上事業の計画に基づく各種事業の企画立案及び実施並びに助成金に関する書類の作成等を行うものとする。

ニ　選任方法

対象認定組合等の役職員の中から選任又は部外の者に委嘱して選任することができる。

労働環境向上推進員を選任した場合は、当該労働環境向上推進員に交付した辞令等その選任の事実関係を明らかにする書類を保管するとともに、当該労働環境向上推進員の活動を記録するために出勤簿等その勤務の状況を明らかにする書類を作成保管するものとする。

0404　中小企業労働環境向上事業の内容

中小企業労働環境向上事業は、次のⅠからⅣに掲げるものとする。

Ⅰ　計画策定・調査事業

対象認定組合等が認定計画に従って実施する中小企業労働環境向上事業のために必要な調査研究を行い、ⅡからⅣに該当する事業の計画の策定及び構成中小企業者における中小企業労働環境向上事業の実施状況を調査し、事業の定着に向けた課題及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するものであって、次のイからニまでに該当する事業。

なお、必要に応じて0405の11及び22に定める事業を行うことができる。

イ　労働環境向上検討委員会を開催し、中小企業労働環境向上事業の実施に係る具体的な計画の策定及び効果的な事業の実施のために必要な事項を検討する事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405の１に定める事業を行う。

ロ　人材確保及び職場定着にあたっての問題点を総合的な角度から分析するため次の(ｲ)から(ﾍ)に掲げる調査のうち一つ以上を行い、当該調査結果を分析し、その問題点を把握する事業であり、具体的には0405の２に定める事業を行う。

(ｲ)　雇用管理の実態調査

(ﾛ)　構成事業主の意識調査

(ﾊ)　好事例事業所実態調査

(ﾆ)　職場環境実態調査

(ﾎ)　従業員に対する意識調査

(ﾍ)　その他の調査

中小企業労働環境向上事業の開始時には、本事業に該当する調査として、事業開始時点（人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画届（様式第１号。電子申請の場合は事業計画届。以下「計画届」という。）提出後）の調査を行うことは必須とする。なお、それ以外の時期に実施した調査であっても、事業実施期間に実施した調査であれば助成対象となる。

ハ　中小企業労働環境向上事業を行うため、当該事業実施期間に実施した各事業の成果及び問題点を分析・検討する事業。

具体的には、0405の３に定める事業を行う。

ニ　対象認定組合等が実施した中小企業労働環境向上事業の取組について構成中小企業者における定着状況及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するために、各事業取組前後の比較を含めた調査をする事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405の20に定める事業を行う。

実施にあたっては、事業開始時点（計画届提出後）に行った各種調査事業のフォローアップとして同一の調査を行うとともに、事業実施期間の終了の１か月前程度を目途に中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査票（様式第６号）を用いた調査を行うものとする。

Ⅱ　安定的雇用確保事業

構成中小企業者における労働者の安定的な雇入れに向けた労働条件等の雇用環境及び募集・採用に係る諸問題の改善を図るものであって、次のイからトまでのいずれかの取組に資する事業。

具体的には、0405の４、５、６、７、８、９、10、11、12、13、14、15、16、17及び22に定める事業を行う。

イ　労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ　男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

募集・採用等における男女の均等な取扱いを徹底するための制度や運用の見直し、育児や家族の介護を現に行っている又はこれから行おうとしている者の雇入れを可能とするために、職業生活と家庭生活を両立することができるような環境づくり等

ハ　職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ　福利厚生の充実

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の充実等

ホ　募集・採用の改善

適切な募集・採用の設定、職場の魅力の効果的なアピール、的確な選考等の募集・採用に関する改善

ヘ　教育訓練の充実

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発等

ト　その他安定的な雇用確保のための雇用管理の改善

高齢者等の活用、能力発揮のための制度・運用の見直し、熟練技能等の継承の重要性等の周知・啓発、技能継承者の確保に係る取組の周知、団体内熟練技能者ネットワークの構築等

Ⅲ　職場定着事業

0405の18に定める職業相談事業であって、構成中小企業者における労働者の職場定着に向

けた快適な職場環境づくりのための雇用環境に係る諸問題の改善を図るために行う次のイからヘまでのいずれかの取組みに資する事業。

具体的には、0405の４、５、６、７、８、９、10、11、12、18及び22に定める事業を行う。

イ　労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等及び労働時間等の設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ　男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

男女の均等な処遇の確保、セクシュアルハラスメントの防止、女性労働者の能力発揮への取組、育児又は介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に係る制度の整備・運用の見直し等

ハ　職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ　福利厚生の充実

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の充実等

ホ　教育訓練の充実

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発等

ヘ　その他の職場定着を促進するための雇用管理の改善

熟練技能等を継承する者の育成に係る諸問題（職業生活の将来設計モデルの明確化、職場の活性化、賃金・昇進等の改善等）の改善を図る事業等

Ⅳ　モデル事業普及活動事業

構成中小企業者において、中小企業労働環境向上事業の効果についての実情把握を行い、中小企業労働環境向上事業の実施に関する成果、ノウハウ等の他の事業所へ普及、活用等を図るもの

具体的には、0405の３、４、５、６、11、12、19、21及び22に定める事業を行う。

0405　中小企業労働環境向上事業の具体的な事業

中小企業労働環境向上事業の具体的な事業は次の１から22に定める事業とする。なお、事業の取扱については別紙１を、事業別の計画例については別紙２を参考にすること。

１　計画策定事業の実施

実施事業や実施方法等に関する具体的な内容を検討し、進捗状況等を常に把握することにより、労働環境向上検討委員会における円滑な事業の実施を図る事業。

２　各種調査事業の実施

構成中小企業者の実態や業界に対するイメージ等を調査し、その内容を分析して現状を把握し、事業内容を検討する事業、又は、構成中小企業者の雇用環境等について、自ら確認を行い、現状を把握し、必要な改善事業について検討する事業。

３　事業の成果の分析検討の実施

実施した各事業の成果を把握し、今後継続して行う必要がある事業か、また、どのような点を改善して実施するべきであるかを検討する事業。

４　マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配付

構成中小企業者やその従業員に対して各種の資料を配付することにより、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

５　各種セミナー・研究会の実施

構成中小企業者やその従業員に対して各種のセミナー等を開催し、雇用管理改善の必要性の認識や帰属意識の向上を図る事業。または、雇用管理等の向上をテーマとした各種のセミナー等を開催し、構成中小企業の雇用管理改善関係担当者等にその必要性を啓発するとともに、従業員の帰属意識の向上を図る事業。

なお、対象者が従業員（非管理職）であり、職場定着を目的とする場合は、各種セミナー等の内容が技能・技術の付与に関するものであっても、原則として、開催することを認めることとするが、対象者が主に事業主又は管理職である場合には、従業員の雇用管理改善に資する内容に限る。

６　モデル企業等見学会の実施

雇用管理改善に取り組んでおり人材確保や職場定着が進んでいる企業等を見学し、意見交換等を行うことにより、雇用管理改善のための参考とする事業。または、構成中小企業者の中から、中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果が上がった事業所を見学し、意見交換等を行うことにより、当該事業又は制度等の他の中小企業者における定着及び導入を進めていくための参考とする事業。

７　異業種団体等交流会の実施

他の業種の団体等と雇用管理改善の状況や採用活動又は職場定着に係る事業の実態について情報交換を行うことにより、事業の実施や制度の導入を進めていくための参考とする事業。

８　部外セミナー等派遣

構成中小企業者及びその従業員を部外のセミナー等へ派遣し、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

９　各種相談会等の実施

構成中小企業者又は人事担当者等の雇用管理責任者を対象に雇用管理上抱えている問題や従業員が仕事上抱えている問題について、相談を行い、その解消を図る事業。

10　労働者のモラール向上のための事業

構成中小企業者の従業員を対象に各種の事業を実施し、職場としての魅力を高め勤労意欲や帰属意識を持たせることにより、職場定着の向上を図る事業。

11　団体広報誌の作成配布

対象認定組合等の活動及び構成中小企業者の紹介等を内容とした広報誌を関係機関に配布し、団体に対する理解を深めることを目的とする事業。

12　ポスターの作成配布

対象認定組合等の紹介や求人又は時短を呼びかけること等を内容としたポスターを配布し、採用活動及び雇用管理改善の一助とすることを目的とする事業。

13　雇用ガイドブック、ホームページ等の作成配布（配信）等

構成中小企業者の概要等を紹介したガイドブック等を作成・配布（配信）し、各構成中小企業者における求人活動の一助とすることを目的とする事業。

14　団体紹介新聞広告等の掲載

対象認定組合等の事業の紹介や求人を目的とした記事を新聞広告やWEB広告に掲載し、当該認定組合等のＰＲと併せて構成中小企業者の採用活動の一助とすることを目的とする事業。

15　団体紹介ビデオフィルムの作成配布

対象認定組合等の事業活動や構成中小企業者の概要等を紹介したビデオ・ＤＶＤを配布することにより、求職者や関係機関の当該認定組合等に対する理解を深め、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

16　集団説明会等共同活動の実施

構成中小企業者における求人活動を効率的かつ効果的に実施することにより、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

17　業界ＰＲのための各種催物等の実施

各種の催物を開催し、地域住民等に対し業界をＰＲする事業。

18　職業相談事業の実施

構成中小企業者の雇用する労働者に対し、以下のイ又はロに該当する専門的知識を有する者であって、職業に関する相談を行う者（以下「職業相談者」という。）を配置し、又は職業相談室を運営することにより、労働者の職場定着を図る事業。

イ　人事管理部門等において、職業相談に係る業務に３年以上従事した経験を有する者

ロ　キャリア・コンサルティング技能士、キャリアコンサルタント、又は産業カウンセラー、臨床心理士等の職業に関する相談を行う資格を有する者

19　モデル事業説明会の実施

中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果の上がった構成中小企業者の制度や事業等の他の構成中小企業者における定着及び導入等を進めていくための事業。

20　フォローアップ調査事業の実施

実施した中小企業労働環境向上事業の取組前後の比較分析及び構成中小企業者の実態調査等を実施することにより、事業の定着、普及状況を把握するとともに、雇用管理改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業。

21　中小企業労働環境向上事業実施状況報告書の作成配布

構成中小企業者に対し、中小企業労働環境向上事業の取組状況及び取組成果の周知・広報を図る事業。

22　その他都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った必要な取組であると所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という)が認める事業

0406　中小企業労働環境向上事業の実施

中小企業労働環境向上事業を行うに当たっては、別紙３を参考とし、次のイからニに留意すること。

イ　0404に定める計画策定・調査事業は、必須事業とする。

ロ　0404に定める安定的雇用確保事業又は職場定着事業については、事業実施期間内にいずれか一つは必ず実施すること。

ハ　0404に定めるモデル事業普及活動事業は、必須事業とする。

ニ　対象認定組合等が取り組む事業が助成対象となる中小企業労働環境向上事業に該当するか否かは、当該事業が客観的に中小企業労働環境向上事業の趣旨及び内容に合致すると認められるかを基準とするものとする。

ついては、次の(ｲ)から(ﾊ)までのような内容の事業は中小企業労働環境向上事業として認めない。

(ｲ)　営業を目的としたＰＲ事業（催物の実施、広報物の作成等）

ただし、求人、採用の一助とする当該対象認定組合等の事業内容、活動紹介に係る単なる商品、設備等の紹介はこの限りでない。

(ﾛ)　法令等により義務づけられている取組又は講習等

(ﾊ)　経営的事項（税務等）又は趣味的講座に類似した講習

0500　支給額等

0501　支給期間

助成金の支給期間は、１年間とする。

0502　費用にかかる取り扱い

0401のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用及び0405に定める各事業の実施に伴う費用のうち、助成対象となる費用は以下のとおりとする。

イ　0401のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用

(ｲ)　対象認定組合等の役職員の場合

a　基本給

(a)　月給制の場合

①　１月の所定労働日数の８割以上中小企業労働環境向上事業の業務に従事した場合、又は前後の月を含めた３か月の平均が所定労働日数の８割以上従事した場合は、基本給全額を助成対象額とする。

②　１月の所定労働日数の６割以上従事した場合であって、①に該当しない場合は、実際に従事した日数による日割り計算とする。

(b)　月給制以外の場合

中小企業労働環境向上事業に従事した勤務実績に対応する基本給の額とする。

b　賞与

(ﾛ)　外部の者に委嘱する場合

謝金等

(ﾊ)　選任する者が所属する法人との労働者派遣契約等による場合

労働者派遣契約に基づく派遣料等

ロ　0405に定める各事業の実施に伴う費用

(ｲ)　謝金

労働環境向上検討委員会に対する謝金、事業の検討のために招聘した外部有識者に対する謝金、職業相談者に対する謝金、各種セミナー・研究会・相談会等の講師に対する謝金、原稿等の執筆に対する謝金等

謝金の額は地域の実情、事業内容等に照らし、適正と判断される額とする。

なお、「労働環境向上推進員」として行った活動に対する謝金は助成対象としないものする。

(ﾛ)　旅費（交通費・日当・宿泊費）

各種調査事業の実施に要する旅費、労働環境向上推進員の活動に要する旅費、講師等に対する旅費、会議に出席する旅費等

会議等出席に伴い、交通費・日当等を必要とする場合、旅行費用は鉄道賃、バス賃、航空賃、船賃のいずれも認められるが、助成対象となる交通費については、対象認定組合等の旅費規程に基づき最も経済的かつ合理的な経路により算定するとともに、日当については予めその額を定めてあり、支出根拠が明らかであるものとする。適切な公共交通手段がない場合に限り、レンタカー代を旅費として計上することができる。

なお、日当の助成額は、１日3,000円／人を上限とする。

また、宿泊については、一般的な宿泊施設を利用するものとし、宿泊料の助成対象額は、１日15,000円／人を上限とする。ただし、宿泊料については、対象認定組合等の宿泊費用にかかる規定等の経済的かつ合理的な基準に基づき計上すること。

助成対象は、「労働環境向上検討委員会」の活動に要する旅費及び外部有識者等を事業の実施のために招聘した場合に要する旅費とし、構成中小企業者やその従業員の活動に要した旅費に対する助成は、モデル企業等見学会、異業種団体交流会、部外セミナー及びモデル事業説明会に要する旅費のみとする。

 (ﾊ)　会議費

会議に要する茶菓代、労働環境向上検討委員会に要する茶菓代、異業種団体等交流会・モデル事業説明会・集団説明会での意見交換・説明会に要する茶菓代等

a　会議費の助成対象額は、茶菓代のみで１回150円／人を上限とする。ただし、茶菓の持込みが認められていない会議室で開催した場合等特段の事情がある場合は１回500円／人を上限とする。

b　食事代は助成対象外とする。

c　飲酒、その他遊興等に係る経費は、開催の名目に関係なく助成対象外とする。

なお、会議、催物等においてアルコール類が提供された場合や、遊興をさせる場所で会議、催物等が開催された場合は、アルコール類や遊興等に係る経費を対象経費から除いたとしても、当該会議、催物等は中小企業労働環境向上事業としては不適切であるため、助成対象としては認められないこと。

(ﾆ)　印刷製本費

マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン・ガイドブック・ポスター・ガイドブック・パンフレット等の印刷代、各種成果物（報告書等）の印刷代、ポスターの原画料等

成果物の内容が中小企業労働環境向上事業に関する内容であるものに限る。

(ﾎ)　通信運搬費

郵便料（切手代・郵便はがき代）、資料配付・送付等の送料、電話・ＦＡＸ・電子メールに係る通信料等

中小企業労働環境向上事業に要した費用の額が確認できる場合に限り助成対象とする（別紙４参照）。なお、費用については0405に定める事業のうち最も多く使用したと思われる事業に一括して計上することとする。

(ﾍ)　借料

会議室・備品等の借料（ただし、中小企業労働環境向上事業以外の事業用又は事務処理用のパソコン等のレンタル・リース料は含まない。）、モデル企業等見学会等の実施のために使用するバスの借料

(ﾄ)　賃金

調査集計等のために臨時で雇い入れる者に対する賃金

(ﾁ)　賞状等費

労働者のモラール向上のための事業での従業員表彰のための賞状等の費用（現金、商品券、旅行費用は認められない）

(ﾘ)　委託費

職業相談業務、調査の実施、資料・ホームページ等の作成を外部（法人、個人を問わない）に委託した場合の経費等

委託料の額は、地域の実情、事業の内容等に照らし、適正と判断される額とする。

(ﾇ)　受講料

部外セミナーの受講料

(ﾙ)　広告費

団体紹介のための新聞・専門誌等への掲載料、ＣＭ放送の放送料、新聞折込料、電車等の中吊り広告料等

(ｦ)　事務消耗品費

事務用紙・文具等（長期使用に耐えられないものに限る。）の購入費

(ﾜ)　給与

職業相談者が職業相談に係る業務に従事した時間の給与について、助成対象は次のaからdのとおりとする。

a　職業相談者が対象認定組合等の役職員の場合

当該職業相談者が職業相談業務に従事した時間数に、当該対象認定組合等における勤務１時間当たりの給与額（当該対象認定組合等の役職員給与規程等に基づき算定される勤務１時間当たりの給与の額）を掛けた額とする。

b　職業相談者が部外の者の場合

業務の委託費又は謝金の額とする。

c　対象認定組合等の役職員が労働環境向上推進員及び職業相談者の両方を兼務する場合

職業相談者としての配置費は助成対象外とする。

d　部外の者が労働環境向上推進員及び職業相談者を兼務する場合

業務内容を区分し、労働環境向上推進員の業務に係る謝金の額と、当該職業相談業務の委託費又は謝金の額を、重複して助成対象としないこととする。

(ｶ)　その他（上記費目に区分できない経費）

振込手数料、印紙代等

(ｲ)～(ﾜ)に掲げた費目に区分できない経費について、管轄労働局長が必要と認める経費について助成することができる。

ハ　その他留意点

(ｲ)　中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第５号）の費用の内訳に「一式」、「雑費」又は「その他」という費目名は使用不可とし、使用した経費の名称を記載すること。

(ﾛ)　各中小企業労働環境向上事業は１事業実施期間内で完結させること。１事業実施期間を越える支出は助成対象外とする。

(ﾊ)　労働環境向上推進員の設置に要した各種備品（事務机、ロッカー等）の費用は、助成対象外とする。

(ﾆ)　安全・繁昌・合格祈願等祈祷料を含む支出は助成対象外とする。

(ﾎ)　中小企業労働環境向上事業において、会場の借り上げや印刷製本等に関して、構成中小企業を利用することは可能であるが、関係者間の取引になることから、当該取引及び請求金額が適正であるかを精査すること。

(ﾍ)　職業相談事業に要した経費は、継続した６か月以上の期間において、職業相談業務を実施した場合に、助成対象とする。

0503　支給額

イ　１事業期間当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる額の合計額（百円未満切り捨て）とする。

(ｲ)　0405に掲げる事業ごとに実際に要した費用の額を算出し、その合計額に３分の２を乗じて得た額

(ﾛ)　労働環境向上推進員の設置に要した費用の額を算出し、その合計額と(ｲ)で算出した実際に要した費用の額のいずれか低い額に３分の２を乗じて得た額（400万円を限度とする。）

ロ　イにより算定した１事業期間当たりの助成金の額が、次の表の左欄に掲げる対象認定組合等の区分（計画届提出時における構成中小企業者数の規模をもって決めるものとする。構成企業者の中に一部大企業が含まれている場合は、当該企業を除いた中小企業者の数で決定すること。なお、雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者を有しない中小企業者については、構成中小企業者の数に含めないこと。）に応じた同表の右欄に掲げる助成金の支給限度額を超える場合には、当該支給限度額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象認定組合等の区分 | 助成金の支給限度額 |
| 大規模認定組合等（構成中小企業者の数が500以上のもの） | 1,000万円 |
| 中規模認定組合等（構成中小企業者の数が100以上500未満のもの） | 　　　　　　　　　800万円 |
| 小規模認定組合等（構成中小企業者の数が100未満のもの） | 　　　　　　　　　600万円 |

0600　計画届の提出

0601　計画届の提出

イ　対象認定組合等は、都道府県知事による改善計画の認定を受けてから、事業実施期間開始予定日の原則として１か月前までに、計画届に次の(ｲ)から(ﾆ)に掲げる書類を添えて管轄労働局長に提出しなければならない（申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年１月３日までの日。以下同じ。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなす。）。

　　また、届出を行おうとする対象認定組合等が、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により、提出期限内に提出できなかった場合は、提出できなかった理由を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業を実施しようとする日の前日までに提出しなければならない。

(ｲ)　改善計画の認定通知書（写）

(ﾛ)　改善計画の認定申請書（写）（都道府県知事の受理印があるもの）

(ﾊ)　中小企業労働環境向上事業実施計画書(様式第２号。以下、「実施計画書」という。）

(ﾆ)　その他管轄労働局長が必要と認める書類

0602　計画届等の受理

イ　管轄労働局長は、計画届及び添付書類が提出されたときは、提出された書類に記載漏れがないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備等について確認を行うこと。

　　また、実施計画書における事業の内容が都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った事業であることについて確認し、必要が認められる場合は、追加の書類を求め、または、対象認定組合等に対して実施計画書の変更又は修正を助言することができる。

ロ　管轄労働局長は、確認後、計画届に受理印を押印の上、処理欄に受理年月日、受理番号を記入し、その写しを送付又は手交すること（受理印の押印に係る処理については、電子申請によるものを除く。）。

ハ　計画届等の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は１か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第１　共通要領」の0301ハの要件を満たさず、当該計画に係る助成金は支給しない。

　　ニ　管轄労働局長は、確認後、0301の要件に該当しないことが明らかな場合は、計画を受理できない旨をその理由とともに事業主に伝達し、計画届の原本を送付又は手交するとともに、計画届の写しを保管する（電子申請の場合は除く。）。なお、文書による伝達を行う場合は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画届不受理通知書（様式第９号）（以下「不受理通知書」という。）により事業主に通知し、不受理通知書及び計画届の写しを保管する。

0603　変更届の提出

対象認定組合等は、やむを得ない事由により、提出した実施計画書に掲げる中小企業労働環境向上事業の実施及び労働環境向上推進員の設置（以下「事業の実施等」という。）に係る計画について、次のイに該当する変更を行うときは、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画変更届（様式第３号。電子申請の場合は、事業計画変更届。以下「変更届」という。）に次のロに掲げる書類を添えて事業等の実施前に提出しなければならない。

なお、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に提出できない場合は、提出できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業等を実施しようとする日の前日までに提出しなければならない。

イ　事業の実施等に係る計画の変更

(ｲ)　実施計画書の「①事業名」欄に記載されていない事業を行おうとする場合又は記載されている事業を取り止めようとする場合

(ﾛ)　実施計画書の「④事業の実施計画概要」欄に記載された内容を変更しようとする場合

(ﾊ)　対象認定組合等の名称、所在地又は代表者の氏名等を変更する場合

ロ　変更届に添えて提出する書類

(ｲ)　イ(ｲ)及び(ﾛ)の場合

変更内容を記載した実施計画書

(ﾛ)　イ(ﾊ)の場合

変更内容が確認できる書類

0604変更届の受理

イ　管轄労働局長は、提出された変更届を確認し、その内容が適切であると認めたときは、変更届に受理印を押印の上、その写しを送付又は手交し、計画の変更を受理した旨を事業主に通知すること（受理印の押印に係る処理については、電子申請によるものを除く。）。

なお、書面による提出の場合は、当該変更届の処理欄に受理年月日を記入すること。

ロ　管轄労働局長は、受理した変更届の審査において、その内容が適切であると認められないときは、変更届の受理を行わず、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画変更届不受理通知書（様式第10号）により、当該対象認定組合等に通知すること（電子申請の場合は除く。）。

0605　支給台帳の作成

対象認定組合等より計画届の提出があった場合は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給台帳（様式第14号。以下「支給台帳」という。）を作成すること。

0700　支給申請

0701　支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする対象認定組合等は、事業実施期間の末日の翌日から起算して２か月以内に、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給申請書（様式第４号。電子申請の場合は支給申請書）に次のイからヘに掲げる書類を添えて、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、管轄労働局長はイからヘに加えてトを提出させることができる。

イ　中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第５号）

ロ　実施した中小企業労働環境向上事業の事業内容等を証明する書類等

実施した各事業について取組経緯、事業内容、事業結果及び事業成果等が確認できる書類等

(ｲ)　会議関係（労働環境向上検討委員会等）

開催日時、場所、出席者、議題・内容等が確認できる書類（議事録等）

(ﾛ)　調査関係（各種調査事業、フォローアップ調査事業）

a　中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査集計シート（様式第７号）

b　調査結果又は報告書

(ﾊ)　印刷物の作成及び広報関係（マニュアル、団体広報誌、ポスター、雇用ガイドブック、新聞広告等）

成果物（広告関係は掲出が確認できる書類）

(ﾆ)　その他の事業関係（セミナー、モデル企業等見学会、モラール向上のための事業、業界ＰＲのための各種催物等）

実施日時、場所、参加者、事業内容等が確認できる報告書（セミナーの場合は、使用した教材）

ハ　実施した中小企業労働環境向上事業等の経費の支出が適正であることを証する書類

(ｲ)　全経費共通

領収書（写）又は振込金受取書（写）（領収書（写）等で支出内容が確認できない場合は請求書（写）を添付すること。）

(ﾛ)　旅費

旅費計算書（写）、旅費規程（写）

(ﾊ)　会議費

日時、場所及び出席者名が記載された書類（議事録等）

(ﾆ)　通信運搬費（郵便料、宅配便料、電話料金等）

送付先一覧表、利用料金明細（写）等

(ﾎ)　賃金（アルバイト）

雇入れ通知書等労働条件を明示した書類（写）、出勤状況及び勤務時間が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）

(ﾍ)　委託費（調査、広告等）

委託内容が分かる書類（委託契約書（写）等）

ニ　労働環境向上推進員の設置及び設置費の支出を証する書類

(ｲ)　対象認定組合等の役職員を選任した場合

a　対象認定組合等が推進員として交付した辞令（写）

b　雇用契約書、労働条件通知書等の推進員の基本給及び賞与の額を明示した書類（写）

c　推進員に支払われた給与等の額が明確に記載された給与台帳等（写）

(ﾛ)　部外の者を選任した場合（労働者派遣契約による場合は次のaからｃに準ずる書類）

a　委嘱契約書（写）及び委嘱内容の詳細を明示した書類等（写）

b　選任した部外の者に対する支払額を積算した書類（写）

c　選任した部外の者に対する支払いを証した書類（写）

(ﾊ)　出勤状況が日ごとに明らかにされた推進員としての出勤簿等（写）及び業務日誌（写）

ホ　職業相談者の配置及び配置費の支出を証する書類

(ｲ)　職業相談者であることを証明する書類

職業相談者の有する資格を証明する書類等（写）又は職業相談者の履歴等について職業相談者本人が内容を証明した書類等（写）

(ﾛ)　対象認定組合等の役職員を選任した場合

a　対象認定組合等が職業相談者として交付した辞令（写）

b　雇用契約書、労働条件通知書等の職業相談者の基本給及び勤務１時間当たりの給与の額を明示した書類（写）

c　職業相談者に支払われた給与等の額が明確に記載された賃金台帳等（写）

(ﾊ)　部外の者を選任した場合（委託契約によらない場合は、次のaからcに準ずる書類）

a　委託契約書（写）及び委託契約の詳細を明示した書類等（写）

b　請求書等の委託先に対する支払額を積算した書類（写）

c　委託先に対する支払いを証した書類（写）

(ﾆ)　職業相談者としての勤務時間が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）

(ﾎ)　職業相談に係る業務取組状況報告書（様式第８号）

ヘ　支給要件確認申立書（共通要領様式第１号。電子申請の場合を除く。）

ト　その他管轄労働局長が必要と認める書類

0702　支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次の(ｲ)～(ﾊ）を満たす場合には、これを受理する。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に受理年月日を記入した後、写しを控えとして対象認定組合等に交付するものとする。

(ｲ) 支給申請期間内に提出されていること

(ﾛ) 所要の事項が記載されていること

(ﾊ）所要の添付書類が添付されていること

0800　支給決定

0801　支給決定通知等

イ　管轄労働局長は、実施計画書に基づいて中小企業労働環境向上事業が適切に実施されたか、また、当該支給申請に係る期間について0401に定める措置が講じられたか審査し、支給要件を満たすものと認めたときは、「第１　共通要領」0600により助成金の支給決定を行い、支給決定通知書（様式第11号。電子申請の場合は支給決定通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に支給決定年月日、支給決定番号及び支給決定額を記入すること。

なお、支給申請書等の審査にあたり、当該対象認定組合等から提出された支給申請書及び添付書類のみで判定することが難しいと判断される場合は、「第１　共通要領」0402ホの規定を根拠に、管轄労働局長が必要と認める書類の提出を求め、当該書類の内容の審査を行うこと。

ロ　管轄労働局長は、支給申請書等の審査において、助成金を支給することが適切であると認められないときは、「第１　共通要領」0600又は0700により助成金の不支給決定を行い、不支給決定通知書（様式第12号。電子申請の場合は不支給決定通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に不支給決定年月日を記入すること。

また、不支給の理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書（様式第15号。電子申請の場合は不支給措置期間通知書。）を事業主に通知するものとする。

ハ　管轄労働局長は、「第１　共通要領」0700又は0800により支給の取消を行ったときは、支給決定取消及び返還通知書（様式第13号。電子申請の場合は支給決定取消及び返還通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。

　　また、支給決定の取消理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書を事業主に通知するものとする。

ニ　管轄労働局長は、支給決定又は不支給決定又はその取消を行ったときは、支給台帳に所要事項を記入し、支給申請書その他関係書類と併せて保管すること。

0900　雑則

0901　会計区分

計画届を提出した対象認定組合等に対し、中小企業労働環境向上事業等に要した費用の支出の状況を明らかにするため、対象認定組合等一般の事業経費の会計とは区別して特別の会計整理を行わせるものとする。

1000　委任

1001　公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0602、0604に定める確認、0605、0702、0801に定める審査・台帳の作成・保管に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1100　附則

1101　施行期日

　　イ　平成26年３月31日付け職発第0331第13号、能発第0331第5号、雇児発0331第９号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年４月１日から施行する。

ロ　平成27年４月10日付け職発0410第２号、能発0410第２号、雇児発0410第２号「雇用安定事業の実施について」による改正は、平成27年４月10日から施行する。

ハ　平成28年４月１日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施について」による改正は、平成28年４月１日から施行する。

ニ　平成29年３月31日付け職発0331第７号、能発0331第２号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年４月１日から施行する。

ホ　平成30年３月31日付け職発0331第２号、雇均発0331第３号、開発0331第３号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年４月１日から施行する。

ヘ　平成31年３月29日付け職発0329第２号、雇均発0329第６号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年４月１日から施行する。

ト　令和２年３月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第６号、開発0331第９号「雇用安定

事業の実施等について」による改正は、令和２年４月１日から施行する。

チ　令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和２年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和２年12月25日付け職発1225第４号、雇均発1225第１号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第２　助成金別要領　８(４)中小企業団体助成コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

リ　令和３年３月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第５号、開発0331第６号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和３年４月１日から施行する。

ヌ　令和４年３月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和４年４月１日から施行する。

ル　令和５年６月23日付け職発0623第１号、雇均発0623第１号、開発0623第１号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和５年６月26日から施行する。

ヲ　令和６年３月29日付け職発0329第８号、雇均発0329第７号、開発0329第４号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和６年４月１日から施行する。

ワ　令和７年４月１日付け職発0401第６号、雇均発0401第34号、開発0401第７号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和７年４月１日から施行する。

1102　経過措置

イ　平成26年４月１日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ロ　平成27年４月10日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）の申請等については、「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」とあるのは「職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）」と読み替え、1101ロにより改正された要領を適用する。

ハ　平成28年４月１日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ニ　平成29年４月１日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ホ　平成30年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ヘ　平成31年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ト　令和２年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

チ　令和３年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

リ　令和４年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ヌ　令和５年６月26日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ル　令和６年４月１日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

ヲ　令和７年４月１日より前に提出された認定申請書及び実施計画書に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。